

藤沢市市税条例の一部改正について  
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3の見出し中「第62条」を「第64条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第19項」を「第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第15条第26項」を「第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第15条第27項第1号」を「第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第27項第2号」を「第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第27項第3号」を「第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第28項第1号」を「第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第15条第28項第2号」を「第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第

15条第39項」を「第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項を同条第16項とし、同条第19項中「第62条」を「第64条」に改め、同項を同条第17項とする。

第32条第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。  
附則第24項を次のように改める。

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

24 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和4年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和5年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車  
第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

(2) 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「5,400円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。

(3) 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「8,100円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「2,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

第2条 藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

第23条の3中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項

の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、6分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市市税条例第23条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことを受けて、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割に係る特例の見直し等に伴い、所要の改正をする必要による。